

2024年 1月 10日

協力会社の皆さまへ

大日本土木 株式会社

「建設キャリアアップシステム」ご登録のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「建設キャリアアップシステム」について、2019年4月より全国での運用が開始されました。弊社におきましては、2019年4月より公共工事の現場で運用を開始し、現在原則すべての作業所に同システムに就業履歴を蓄積するための機器を設置しております。

当システムは、現場で働く技能者の皆さんのスキルやキャリアの見える化、適正な評価による処遇改善につながる画期的なインフラとして積極的に導入し運用しておりますが、当システムの運用にあたっては、まずは協力会社の皆様の「事業者登録」および技能者一人ひとりの「技能者登録（ICカード取得）」が必要となります。

協力会社の皆様には、登録を強力に推進するため、

- **まず、すみやかに「事業者登録」をするとともに、傘下の事業者の方々に早期の登録を促して頂くことをお願いします。**
 - **次に、「技能者の登録」について、技能者が所属されている会社が、本人の同意をとって本人に代わって申請手続き（「代行申請」）を行うよう、推奨をお願いします。**
- 特に当社の現場に入る会社については、積極的にご指導願います。**

※ 技能者登録にあたっては、社会保険番号など技能者本人では把握、記入しづらい項目がいくつかありますので、技能者本人の負担軽減、登録促進のため、代行申請が有効です。

※ 代行申請においては所属事業者の事業者IDの入力が必要ですので、先に事業者登録をお願いします。
代行申請をインターネット申請で行うと、所属事業者の事業者IDを入力することにより一部項目の入力が省力化でき、効率的です。

なお、この事業者登録、技能者登録は、一度行っていただければ、他の元請けのキャリアアップシステム登録現場に入られる時も有効です。

事業者登録・技能者登録に関して、まだ登録がお済みでない企業におかれましては、速やかにこれらの登録を進めてくださいますようお願いいたします。

敬具